

令和 8 年 1 0 月 2 3 日
国土交通省関東地方整備局
企画部・港湾空港部

令和 8 年度 工事事故防止強化月間

～工事事故防止に向けた安全対策の取り組み～

工事安全対策の向上を図るため、工事稼働現場が増加する 1 1 月を「工事事故防止強化月間」とし、工事安全対策に重点的に取り組みます。

関東地方整備局では、平成 1 3 年度より「重点的安全対策」を定め、工事事故の防止に努めているところです。

令和 8 年度の関東地方整備局における工事事故発生状況は 9 月 3 0 日現在で 1 3 件であり、前年度同日時点の発生件数（2 2 件）と比較すると減少傾向にありますが、これから工事の最盛期を迎えるに当たり、より一層の注意が必要です。

工事安全対策の向上を図るため、工事稼働現場が増加する 1 1 月を「工事事故防止強化月間」とし、別紙のとおり実施要領を定め、管内関係事務所に通知するとともに、関係業団体に協力を要請し、工事安全対策に重点的に取り組みます。

なお、令和 8 年度の工事事故発生状況の詳細、および事故事例については、「関東地方整備局工事の安全対策」で検索いただきご確認ください。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 企画部

電話：0 4 8 - 6 0 0 - 1 3 3 2（直通） FAX：0 4 8 - 6 0 0 - 1 3 7 5

技術調査課 課長補佐 傳田（でんだ）（内線：3 2 5 2）

関東地方整備局 港湾空港部

電話：0 4 5 - 2 1 1 - 7 4 1 9（直通） FAX：0 4 5 - 2 1 1 - 0 2 0 3

工事安全推進室長 佐々木（ささき）（内線：5 7 0 8）

令和8年度 工事事務事故防止強化月間 実施要領

1 目的

工事事務事故防止強化月間（以下「強化月間」という。）は、工事事務稼働現場が多くなる時期において、安全対策の取組を確認・強化することにより、受発注者の安全意識を高め、工事事務事故を防止することを目的とする。

2 対象期間

令和8年11月1日（日）から令和8年11月30日（月）まで。

（※上記対象期間は推奨期間であり、対象期間内に実施が困難な場合はこの限りではない。）

3 実施内容

各事務（管理）所、センターにおいては、以下の実施内容について取り組むものとし、以下の実施内容以外の安全対策の取組についても、各管内の現場状況や工事特性、事故の発生状況等を踏まえ、積極的に取り組んでいくこと。

① 安全協議会等の開催

- ・強化月間内に施工中の全工事の受注者を対象とした安全協議会等を、事務所長出席のもと、事務所単位又は出張所単位で適宜開催する。
- ・安全協議会等では、「関東地方整備局令和8年度重点的安全対策」、「事務所管内の事故事例や工事特性を踏まえた安全対策の注意喚起」等を説明し、周知徹底を図る。管内の労働基準監督署、所轄警察署の講話及び外部機関（建災防等）を活用した講習会等を併せて行い、安全に対する注意喚起を図る。

② 現場の安全総点検・パトロールの実施

- ・強化月間内に施工中の全ての工事について、現場の安全総点検・パトロールを実施し、安全対策が適切に実施されていることを受発注者間で相互に確認して安全意識の向上を図る。
- ・必要に応じ、管内の労働基準監督署に協力要請し、合同で実施する。
令和8年度に工事事務事故が発生した現場については、再発防止の取組の実施状況を確認する。

③ 啓発活動

強化月間の趣旨を工事関係者等に広く周知するため、次のような啓発活動を積極的に実施する。

- ・「関東地方整備局令和８年度重点的安全対策」の啓発
- ・「工事事故防止強化月間」チラシの配布・掲示
- ・「工事事故の現状と対策について」（本局作成資料）の配布
- ・事務所管内の事故事例や工事特性を踏まえた安全対策の注意喚起
- ・現場で作業を行う業務委託業者に対する安全対策についての注意喚起



令和 8 年度 工事事故防止強化月間

実施期間：令和 8 年 1 1 月 1 日～1 1 月 3 0 日

取り組み内容



安全協議会等の開催



現場の安全総点検、パトロールの実施



安全管理・事故防止に関する啓発活動

【関東地方整備局管内 工事事故発生状況】

◆ 令和 8 年 9 月末時点の工事事故発生件数は **13 件**
(対前年度比で 9 件減少)



ホームページでは工事事故の発生件数や事故事例など
各種安全関係の資料を掲載しています。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000013.html>



問合せ先：国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術調査課 安全施工担当



048-600-1332 (ダイヤルイン)

工事事故の現状と対策について



令和8年10月
関東地方整備局 企画部 技術調査課

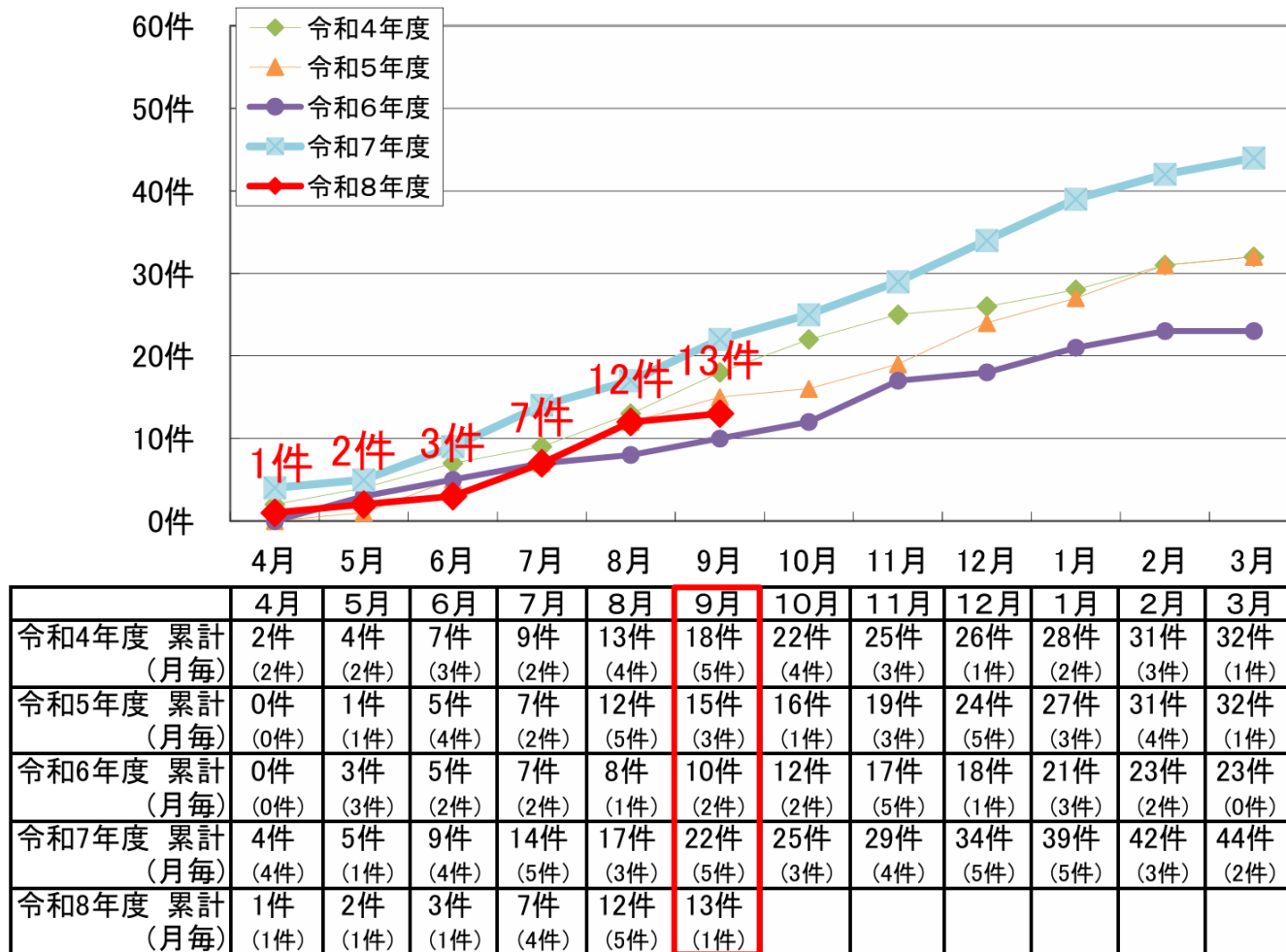
【目次】

1. 令和4年度～8年度 工事事務発生状況	P2
2. 死亡事故の発生状況	P3
3. 発生形態別 工事事務発生件数の内訳	P4
4. 令和8年度 重点的安全対策	P5
5. 工事事務防止強化月間について	P8
6. 工事現場の安全総点検・パトロール実施結果(R7年度)	P10
7. 工事事務発生事例	P15

1. 令和4年度～8年度 工事事務発生状況

- ▶ 令和8年度は9月末時点で累計13件の工事事務が発生しており、前年度同月と比較すると9件減少しているが、引き続き注意が必要。

令和8年9月30日現在 速報値



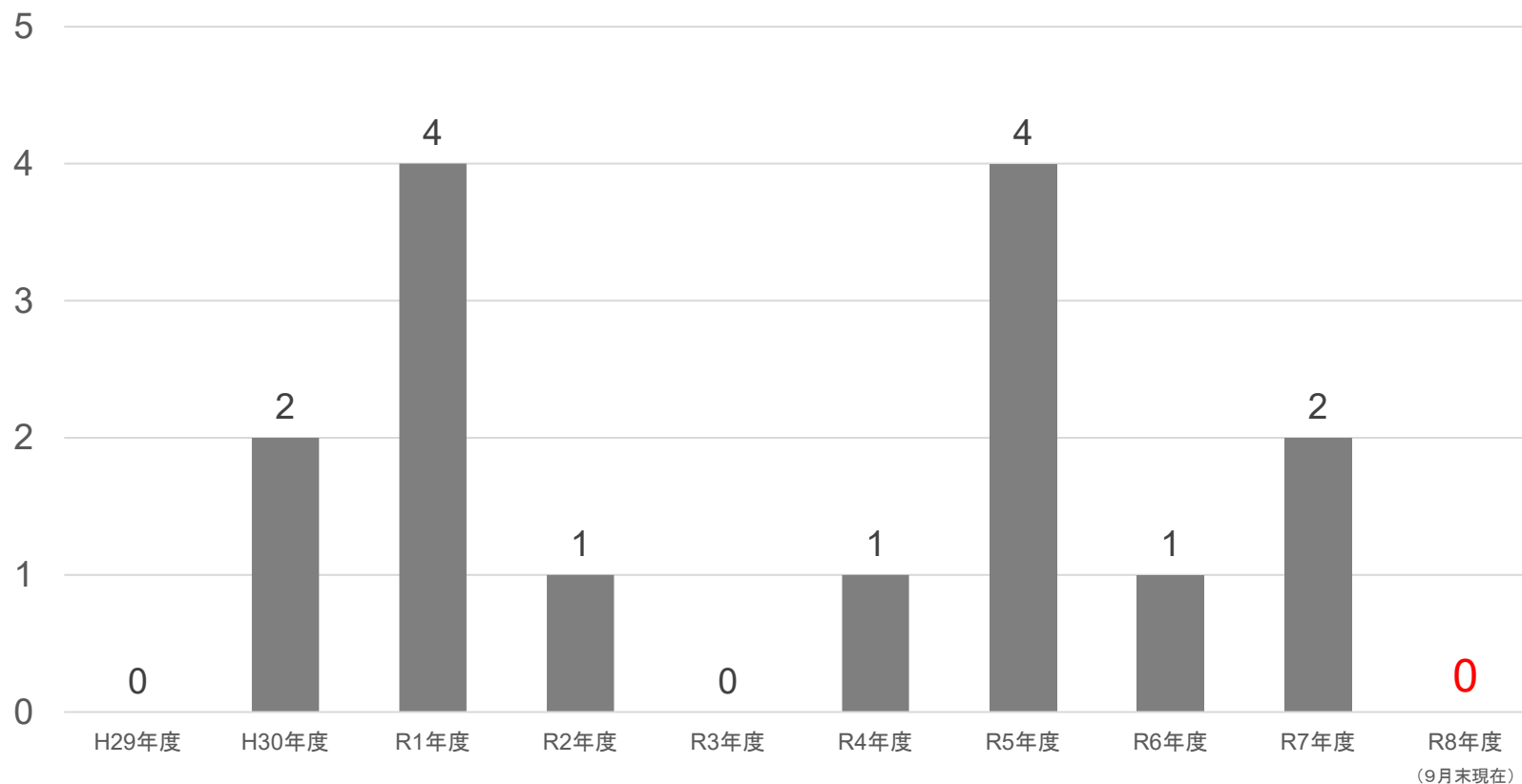
※事故件数は、令和8年9月30日時点の暫定値

2. 死亡事故の発生状況

▶ 令和8年度は9月末時点で、工事・業務関係者が死亡する事故は0件である。(前年度同月比-1件)

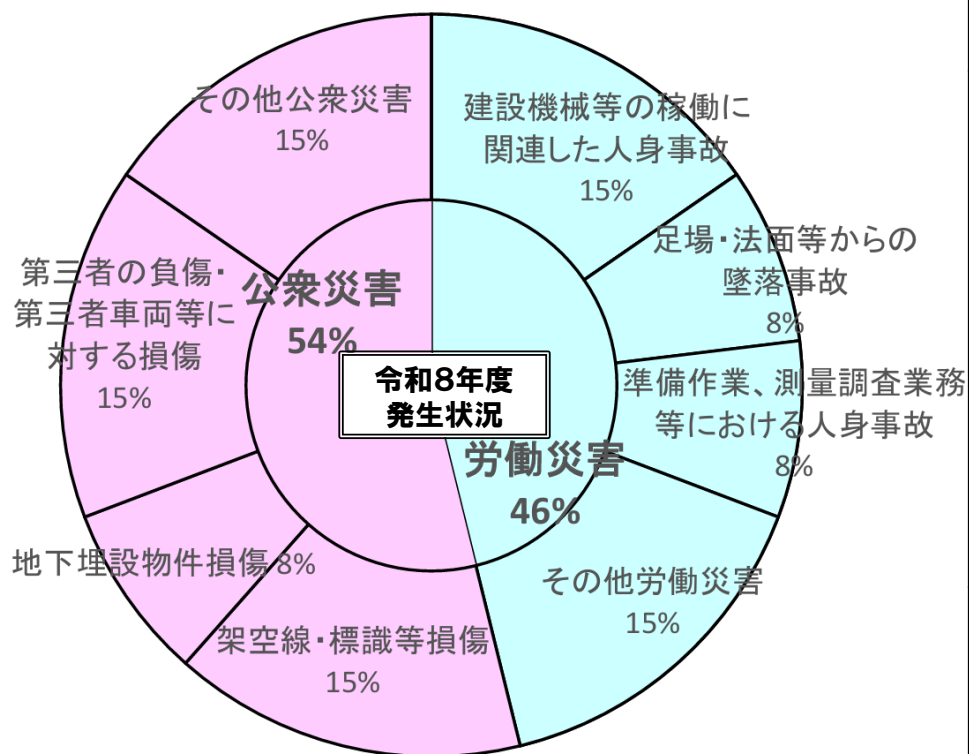
■死亡事故発生件数の推移(過去10年)

発生件数



3. 発生形態別 工事事故発生件数の内訳

- ▶ 令和8年度発生形態の内訳では、46%が労働災害で、54%が公衆損害事故となっている。
- ▶ 令和8年度の工事事故件数は、近年同月比で減少傾向であるが、重点的安全対策に定める6項目のうち5項目において、事故が発生している。



※その他事故とは、建設機械の転倒・転落事故のうち、工事関係者の死傷者がなく、公衆に損害を与えていない事故を分類

※令和8年度の事故件数については、9/30現在暫定の件数である。

発生形態		発生件数			
		R5	R6	R7	R8 (R8.9末時点)
労働災害	建設機械等の稼働に関連した人身事故	5	8	6	2
	部材の加工作業等により自らを負傷	2	2	0	0
	資機材等の落下や下敷きで負傷	9	2	3	0
	足場・法面等からの墜落事故	6	0	3	1
	準備作業、測量調査業務等における人身事故	1	1	0	1
	その他労働災害	1	3	5	2
	小計	24	16	17	6
公衆損害	架空線・標識等損傷	0	2	11	2
	地下埋設物件損傷	1	1	4	1
	第三者の負傷・第三者車両等に対する損害	4	1	7	2
	その他公衆損害	3	3	5	2
	小計	8	7	27	7
その他事故※		0	0	0	0
合 計		32	23	44	13

...令和8年度重点的安全対策項目

4. 令和8年度 重点的安全対策

- ▶ 年度を通し重点的に安全対策を行う事項を設定することで、工事関係者に工事事故防止に努めていただくことを目的とし、「令和8年度 重点的安全対策」を下記の通り策定しています。

I. 架空線等上空施設の損傷事故防止		IV. 足場・法面等からの墜落事故防止	
①事前確認及び周知・指導の徹底		①作業方法及び順序の周知	
②目印表示等の設置		②墜落防止設備の設置、使用 ・特に足場の組立て等作業時における墜落制止用器具（安全帯）の掛替え時の墜落防止対策として「墜落制止用器具（安全帯）の二丁掛」を基本とする。	
③適切な誘導		③安全通路の設定、周知徹底	
④アーム・荷台等は下げて移動		④「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守	
II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止		V. 地下埋設物の損傷事故防止	
①適切な施工機械の選定及び使用		①事前調査、試掘の実施	
②誘導員の配置		②目印表示、作業員への周知	
③作業員に対する作業方法の周知 ・定置式建設機械等の使用において、歯車、ベルト、チェーン等、接触により作業員に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆いや柵を設ける等、危険を防止するための措置を講じる。		③監視員の配置	
④点検・清掃時の安全確保		VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害	
①危険性の調査等（リスクアセスメント）の実施と安全管理活動の徹底 ・現場における作業行動その他業務に起因する危険性の調査（リスクアセスメント）等を実施し、その結果に基づいた労働災害を防止するために必要な措置を施工計画や作業手順に反映させる。		①適切な交通誘導	
②現場条件に応じた措置の実施 ・施工計画は、現場条件に応じ、事前に地形や地質等を十分把握した上で、工事の安全施工が確保されるよう作成し、現場条件と施工計画とが一致しない場合は、速やかにその原因を調査分析し、現場条件を考慮した施工計画に変更し、適切な施工管理に努める。		②交通関係法令の遵守	
③飛来落下等の防止対策の徹底 ・防網設備の設置、立入区域を設定する等、飛来落下等による危険防止措置を講じることを徹底する。 ・物体の飛来落下等の危険を防止するために保護帽を着用させることを徹底する。 ・作業床端、開口部、のり肩等の周辺には集積しないこと。		③運搬物の安定性の確保	
III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止		VII. 事故防止	
①基本的な手順の遵守及び動作の確実な実施		①基本的な手順の遵守及び動作の確実な実施	
②安全施工が確保される施工計画書等の作成・検討		②安全施工が確保される施工計画書等の作成・検討	
③作業員に対する安全教育		③作業員に対する安全教育	
④適正な工程管理		④適正な工程管理	
⑤交通安全管理[工事現場出入口の交通事故防止]		⑤交通安全管理[工事現場出入口の交通事故防止]	

4. 令和8年度 重点的安全対策（地下埋設物・架空線の損傷事故の防止）

- ・今年度も、施工中に地下埋設物件・架空線と接触する事案が引き続き多く発生しております。
- ・重大事故に繋がる恐れがあるため、下記チェックリストをご活用いただき、改めて事故防止に努めていただくようお願いいたします。

地下埋設物に関する作業におけるチェックリスト

確認項目	確認者	確認年月日
1. 発注者から地下埋設物の情報を確認しているか。		/ /
2. 地下埋設物の管理方法及びその取扱い方法について施工計画書に明示しているか。		/ /
3. 埋設物管理者及び監督職員に立会を求め、地下埋設物の確認を行っているか。		/ /
4. 工事関係者に埋設位置を周知させるため、確認位置に杭や旗、ペンキ等の目印を付けているか。		/ /
5. 埋設物管理者及び監督職員に試掘の立会を求めたか。		/ /
6. 埋設物管理者及び監督職員の立会のもとに試掘を行ったか。		/ /
7. 試掘の結果、埋設物の位置が不明の場合は、再度位置の確認を行ったか。		/ /
8. 埋設物の詳細な位置を確認したか。		/ /
9. 発注者へ確認結果を報告したか。		/ /
10. 地下埋設物の近接作業方法について作業員に周知しているか。		/ /

4. 令和8年度 重点的安全対策（地下埋設物・架空線の損傷事故の防止）

架空線近接箇所での作業におけるチェックリスト

確認項目	確認者	確認年月日
1. 工事現場における架空線等上空施設については、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認しているか。		／／
2. 現地調査結果を発注者（監督職員）に報告したか。		／／
3. 架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じて、その管理者に施工方法の確認や立会いを求めたか。		／／
4. 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の危険性がある場合は、必要に応じて以下の保安措置を講じているか。 ①架空線等上空施設への防護カバーの設置 ②工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置 ③架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置 ④建設機械ブーム等の旋回・立入り禁止区域等の設定 ⑤近接して施工する場合は見張員の配置		／／
5. 架空線等上空施設に近接した工事の施工にあたっては、架空線等と機械、工具材料等について安全な離隔を確保しているか。		／／
6. 建設機械、ダンプトラック等のオペレータ・運転手・監視人に対し、工事現場区域及び工事用道路内の架空線等上空施設の種類、位置（場所、高さ等）を連絡するとともに、ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止や建設機械の旋回・立入り禁止区域等の留意事項について周知徹底しているか。		／／
7. 公道における架空線等上空施設の損傷事故防止のため、重機回送時の高さチェックやダンプトラックのダンプアップ状態での走行禁止についても周知徹底しているか。		／／

（高圧線付近での作業）

8. 接触のおそれのある高圧線には防護措置を講じているか。または誘導員を配置しているか。		／／
9. 電路から下記の離隔距離が十分とれているか。		／／

電路の電圧（交流）	離隔距離
特別高圧（7,000V以上）	2m以上、但し、60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し
高圧（600～7,000V）	1. 2m以上
低圧（600V以下）	1. 0m以上

関東地方整備局ホームページに掲載

http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000059661.pdf

5. 工事事事故防止強化月間について

■目的

工事稼動現場が多くなる時期において、安全対策の取組を確認・強化することにより、受発注者の安全意識を高め、工事事事故を防止することを目的として実施。

■対象期間

令和8年11月1日（日）～令和8年11月30日（月）までとする。

■実施内容

① 安全協議会等の開催

- ・「関東地方整備局令和8年度重点的安全対策」、「事務所管内の事故事例や工事特性を踏まえた安全対策の注意喚起」等を説明し、周知徹底を促す。
- ・外部機関を活用した講習会等を併催し、安全意識の向上を図る。

② 現場の安全総点検・パトロールの実施

- ・強化月間内に施工中の全ての工事について、現場の安全対策が適切に実施されていることを受発注者間で相互に確認して安全意識の高揚を図る。
- ・必要に応じ、管内の労働基準監督署に協力要請し、合同で実施する。

5. 工事事故防止強化月間について

③ 啓発活動

- ・「関東地方整備局令和8年度重点的安全対策」の啓発
- ・「工事事故防止強化月間」チラシの配布・掲示
- ・「工事事故の現状と対策について」（本局作成資料）の配布
- ・事務所管内の事故事例や工事特性を踏まえた安全対策の注意喚起
- ・現場で作業を行う業務委託業者に対する安全対策についての注意喚起

6. 工事現場の安全総点検・パトロール実施結果(R7年度)

<安全対策の模範事例>

重機との接触防止



接触防止バーを設置

重機との接触防止



クレーンの作業半径内の立ち入り禁止措置

重機との接触防止



運転者による後方確認カメラ・注意喚起用スピーカー・緊急停止ボタン・緊急停止装置搭載のパッカー車を使用

転落防止

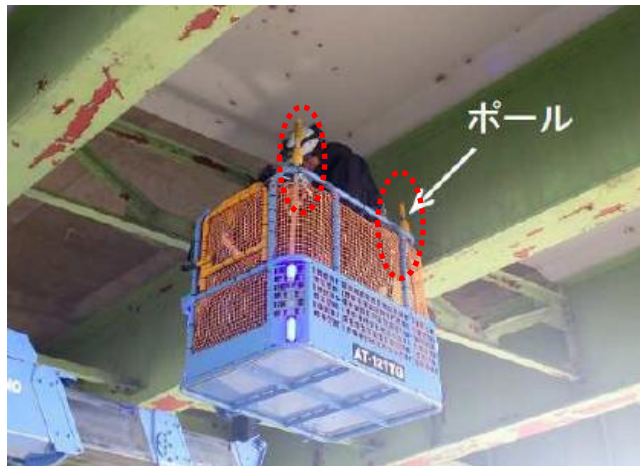


開口部をトリカルネット(目の細かいネット)で養生

6. 工事現場の安全総点検・パトロール実施結果(R7年度)

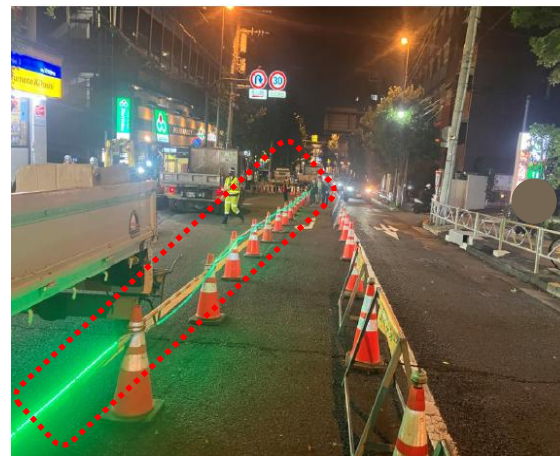
<安全対策の模範事例>

挟まれ防止



高所作業車による挟まれ・接触事故防止のポール設置

夜間における安全確保



作業エリアと歩行者通路との境にLEDチューブライトを設置し、歩行者が認識しやすい表示とした

夜間における安全確保



夜間でも作業員の向きを遠くから判別できるよう、前後で異なる発色のベストを着用

第三者災害の防止

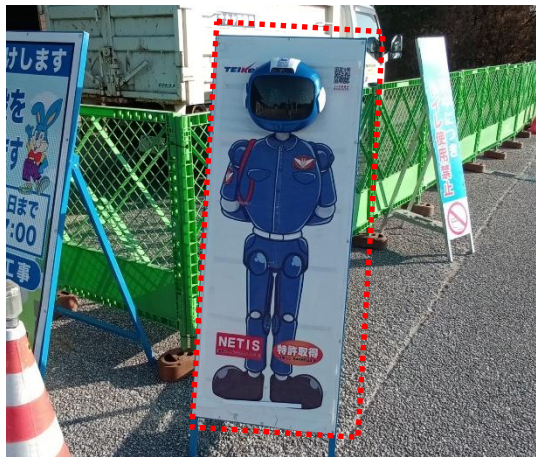


はつり殻が飛散しないよう、ネットフェンスにて養生

6. 工事現場の安全総点検・パトロール実施結果(R7年度) ＜安全対策の模範事例＞

第三者災害の防止

※公園事務所



外国人来園者へも工事の周知が可能な多言語対応の音声機能付き警備看板を設置

上空施設への接触防止



架空線の損傷を防ぐため、高さ制限ゲートを設置

上空施設への接触防止



赤外線センサー設置
(赤外線が感知すると警報音が鳴る仕組み)

上空施設への接触防止



運転手に対する分かりやすい注意看板等の設置

6. 工事現場の安全総点検・パトロール実施結果(R7年度) ＜安全対策の模範事例＞

上空施設への接触防止



ダンプアップの防止のため出入口にカーブミラーを設置

地下埋設物の損傷防止



埋設位置の明示、注意喚起標識の設置

ハチ対策

※公園事務所



来園者に対してスズメバチ被害防止対策の注意喚起

クマ対策

※砂防事務所



作業開始前に、獣害音ピストルにより威嚇音を発生させる

6. 工事現場の安全総点検・パトロール実施結果(R7年度) ＜安全対策の模範事例＞

熱中症対策



朝礼広場にAIカメラを設置し、熱中症リスクの高低を判別

熱中症対策



アイススラリー冷蔵庫を設置
水分補給するだけでなく、体内から体を冷却

体調管理



朝礼終了後に平均台による体調チェック

盗難対策



発電機等の盗難防止対策として目隠しフェンスを設置

7. 工事事事故発生事例

【事事故事例①】 バックホウを現場内で移動する際に、架空線(通信線・電線)、電柱を損傷

工事種別	一般土木工事	事故発生日	令和8年2月26日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	-----------	------	----

■ 事故概要

公衆損害 - 架空線・標識等損傷

- ・ 排水構造物工の施工にあたり、現場内材料置場にて材料の積み込み作業中、クレーン機能付きバックホウのアームを上げたまま移動したことにより、アームが架空線（通信線、高さ5m）に接触し、電柱を転倒させた。
- ・ この事故により、停電（740戸（約25分）、1戸（約100分））の被害が発生。

■ 事故発生状況



事故発生時の現場状況
(重機移動動線：緑点線 架空線：赤点線)



事故発生直後の電柱等損傷状況

7. 工事事事故発生事例

【事故事例①】 バックホウを現場内で移動する際に、架空線(通信線・電線)、電柱を損傷

発生要因

- 作業手順書上は、架空線付近での作業時は合図者を設けることとなっていたが、作業効率を考慮し、合図者が一時不在の中、重機移動を行った。
- 日々の朝礼・KYにおける安全指示、新規入場時の教育訓練、元請けの安全巡視確認含めて安全指導を実施していたが、日々の慣れた作業で注意力が散漫となってしまった。

再発防止策

- 改めて作業分担について、指差し・声掛け確認を行い、移動作業にて一人作業を行わない事を徹底する。
- 前日の打合せ時に決定した作業内容・場所におけるハザードポイント（危険箇所）を事前に元請が把握。その資料を元に、翌日朝礼やKY時、作業従事者全員に対して当日危険箇所の周知徹底を図る。
- 重機オペから見える位置としてアームやキャビン内にも注意喚起表示を張る。
- 「架空線あり」に関連した明示物を重機オペから見える位置に設置する。
- 架空線自体の高さ明記、及びバックホウアームを上げた際の最大高さを、重機が搬入された時点で全作業従事者に周知する。

7. 工事事事故発生事例

【事事故事例②】 プラント内のアジテータを清掃する作業員が機械に足を巻き込まれ負傷

工事種別	一般土木工事	事故発生日	令和8年7月2日	気象条件	くもり
------	--------	-------	----------	------	-----

■事故概要

労働災害 - 建設機械等の稼働に関連した人身事故

- ・ プラント清掃のためアジテータ内で作業をしていたところ、攪拌翼が作動し、右足を巻き込まれ負傷した。
- ・ 被害の程度：作業員 1 名負傷（右足の甲付近の複数骨折、腰椎付近の一部骨折）

■事故発生状況



①清掃していたアジテータ



②内部で作業中、攪拌機が作動
作業員は攪拌機にしがみつく



③右足が排水孔に挟まり、負傷

7. 工事故発生事例

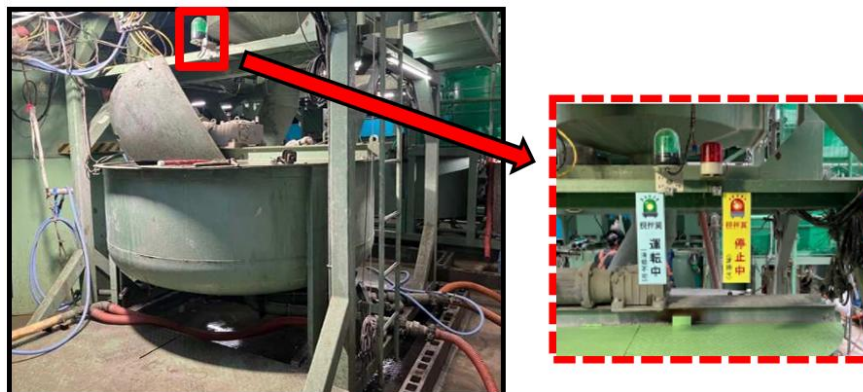
【事故事例②】 プラント内のアジテータを清掃する作業員が機械に足を巻き込まれ負傷

発生要因

- アジテータの電源を落とさずに、清掃作業を行った。（電源を落としたと思い込み行動した。）
- 攪拌翼作動中の注意喚起が不十分であった。（「1分攪拌→10分停止…」を繰り返す間欠運転中だった）
- ヒューマンエラー（停止忘れ）に対する安全対策が不十分であった。

再発防止策

- 2人以上の目で停止を確認できるように作業手順書の変更を行う。
- アジテータの運転状況を示すパトライト（図赤枠部）を作業員が視認しやすい形（図赤点線枠部）へ変更し運転状況の見落としを抑制する。



7. 工事事事故発生事例

【事事故事例③】鉄筋材の投入中に、鉄筋束から鉄筋が滑り落ち、作業員が負傷

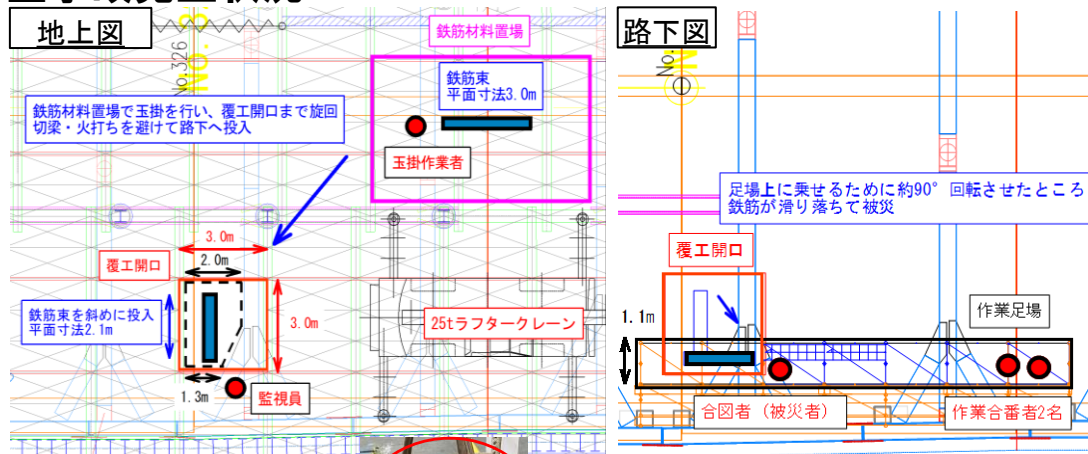
工事種別	一般土木工事	事故発生日	令和7年6月19日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	-----------	------	----

■事故概要

労働災害 - 資機材等の落下や下敷きで負傷

- 側壁の鉄筋組立をするために、覆工板上から路下に鉄筋材を投入していたところ、覆工受桁・火打ちを避けるために、斜め吊りした鉄筋束（径：D32、長3.0m、40本）を、足場上に仮置きするために介錯ロープで向きを変えようと引っ張った際、その際、鉄筋束から2本の鉄筋が滑り落ち、作業員の左腕に当たり負傷した。

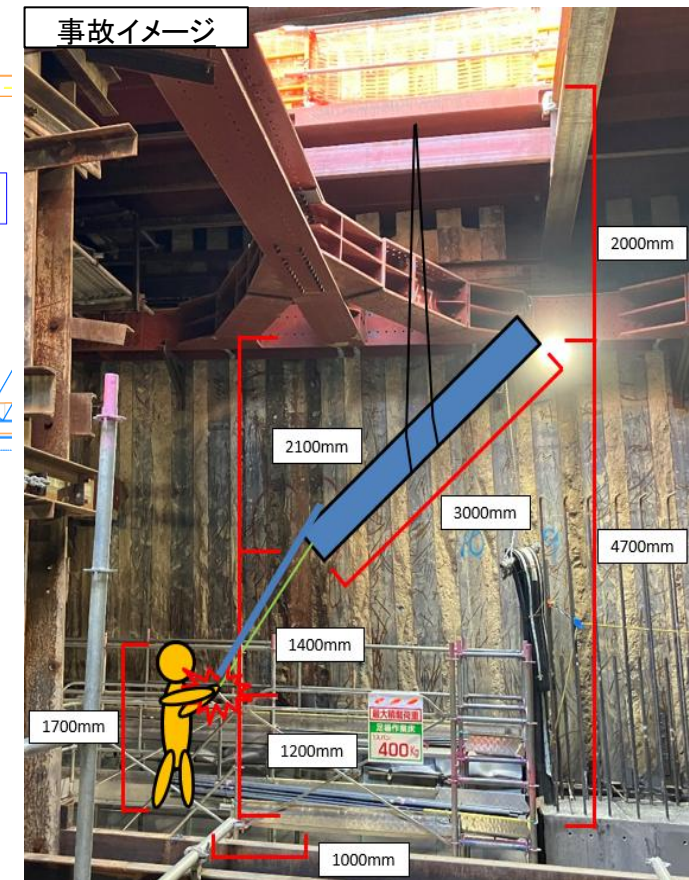
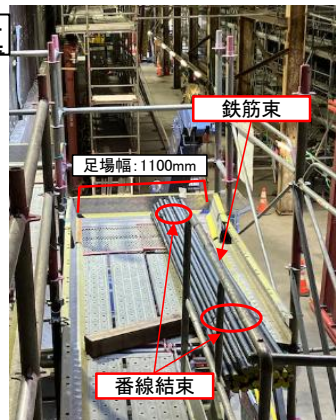
■事故発生状況



地上写真



路下写真



7. 工事事事故発生事例

【事故事例③】鉄筋材の投入中に、鉄筋束から鉄筋が滑り落ち、作業員が負傷

発生要因

- 鉄筋工（玉掛者）は、作業手順に定め、事故前の長尺鉄筋束を吊る際は布袋を使用したのが、事故時は、鉄筋長（L=3m）が短いため、玉掛者判断で手間を惜しんで布袋を未使用。
- 鉄筋工（玉掛者）は、経験年数が少なく、鉄筋が滑り落ちる可能性を軽視。
- 鉄筋工（監視員）・クレーン運転手は、3・3・3運動の実施は確認していたが、斜吊りの鉄筋束に布袋が無い点を看過。
- 鉄筋工（合図者）は、鉄筋が滑落した場合、直撃する位置で作業していた。
- 搬入時に予め実施されていた加工場の番線結束（2箇所）が問題ないと判断したが、結束がゆるんだ可能性がある。
- 直前の巡視では布袋の使用を確認し、継続して使用する旨を声掛けしたが、当該作業での布袋の未使用を見落とした。

再発防止策

- 縦吊り時は、布袋を使用する作業手順を再周知・徹底。
- 本事故を教育資料とし、全作業員・新規入場者へ教育を実施。
- 布袋使用を玉掛者・監視員・合図者・クレーン運転手のうち、複数人確認を徹底。
- 荷が十分下りてから向きを変える作業手順を徹底。
- 加工場の番線結束に加え、現場でも番線結束を2箇所追加。
- 工場で鉄筋束の布袋設置側にマーキングし、現場では、布袋でマーキングが隠れないかぎり、吊り作業を行わない。（確実な布袋設置）
- 布袋が必要な作業は、KY指示書に記載、日々KYで確認実施。
- 鉄筋工の作業場に布袋使用を意識づける看板を設置。

7. 工事事事故発生事例

【事故事例④】 工事作業員が足場から墜落し負傷

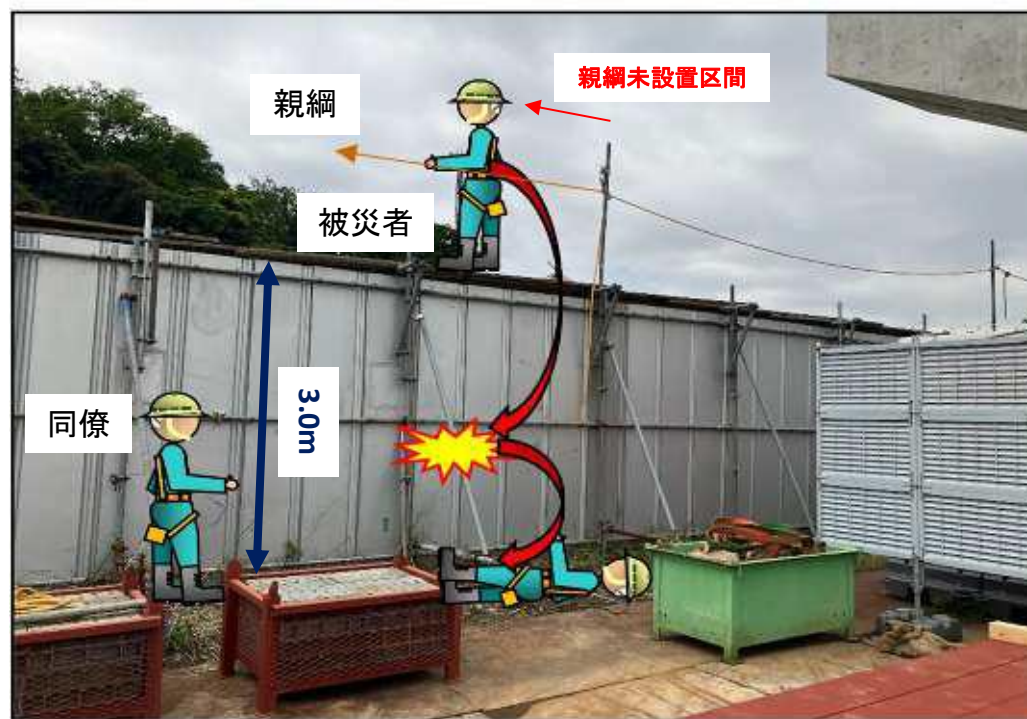
工事種別	鋼橋架設工事	事故発生日	令和5年5月1日	気象条件	晴
------	--------	-------	----------	------	---

■事故概要

労働災害 - 足場・法面等からの墜落

- ・ 仮囲い(高さ3m)上部にて、墜落防止設備の親綱を設置していた被災者が、未結束の足場板上を歩行し、足元の足場板が傾斜したことによりバランスを崩し、地上へ墜落した事故。

■事故発生状況



7. 工事事故発生事例

【事故事例④】 工事作業員が足場から墜落し負傷

発生要因

- 立馬を利用し親綱を設置してから、足場板上に上がり足場板を固縛する手順を繰り返し指導していたが、遵守されていなかった。
- 被災者は、事故日以前にも安全帯の未使用状態での高所作業を行っていたため、その場で是正させていたが、その後も安全帯を使用しなかった。作業高さが3 mであったことから、墜落に対する緊張感が不十分であった。

再発防止策

- 足場板を搭載した後、親綱を全長に渡し先行設置することを作業手順書に明示し全作業員に周知。
作業手順書に図面等を用い、継続した教育を実施。
- 常時、安全監視員を配置して作業手順及び安全帯の使用状況を確認するとともに、全作業員で危険要因を具体的に確認することで、安全意識を高める。

作業手順の遵守意識が不足し発生した事故

7. 工事事故発生事例

【事故事例⑤】 堤脚水路の集水桝を施工中に、バックホウで水道管を損傷

工事種別	一般土木工事	事故発生日	令和7年8月20日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	-----------	------	----

■事故概要

公衆損害 -地下埋設物件損傷

- ・ 堤脚水路工の集水桝を施工するため、バックホウ（0.25m³）で床掘作業中に、埋設されていた水道管（φ50mm）に接触し破損させた。
水道本管φ50mm破損により、26戸が約4時間断水。

■事故発生状況

事故発生状況イメージ①



事故発生状況イメージ②



事故発生時の状況



断水後の状況



7. 工事事事故発生事例

【事故事例⑤】 堤脚水路の集水柵を施工中に、バックホウで水道管を損傷

発生要因

- 元請及び一次下請は事前に水道管埋設位置の確認を行わなかった。
- 元請職員は水道管の埋設位置は通常、舗装道路の下にあり、現場内へ水道管が埋設されていないと思い込み、埋設管の近接工事という認識を持っていなかった。
- 情報収集段階でのミス：水道管理者から入手した図面が縮尺が小さい図面（縮尺1/4000）のみで、水道管の埋設位置を舗装道路下にあると思い込んだ。
- 情報共有の欠落：元請職員は埋設管の近接工事という認識を持っていなかった為、作業員（下請）へ埋設管の情報共有を未実施。

再発防止策

- 「情報収集段階でのミス」に対する再発防止対策
 - ・設計図書、台帳、現地の標示杭などの資料や情報で複数照会する。
 - ・不明点は施設管理者に確認。
 - ・台帳等は未正確の場合もあることを前提に、現地住民へのヒアリングやマンホール等での調査を実施。
 - ・埋設物は必ず試掘、目視確認し、憶測や推測での思い込み作業を行わない。
 - ・作業手順や注意点、事故事例を全員で共有し、その都度、ミーティングやKY活動で思い込みが発生しないよう注意喚起を図る。
- 「情報共有の欠落」に対する再発防止対策
 - ・埋設管の位置を現地にマーキング・掲示し、誰が見ても明確に埋設管の存在を認識できる状態にする。
 - ・事前調査や試掘で把握した埋設管の位置や種類、深さなどの情報を図面に具体的に明記し、作業前ミーティングやKY活動などで全員に周知徹底する。
- 管理体制の強化
 - ・元請より現場へ、現場経験のある職員を配置し、安全管理者として元請の監理技術者や現場代理人と同様に現場管理（準備段階から施工段階まで）を行い、管理体制強化する。

7. 工事事事故発生事例

【事事故事例⑥】 仮復旧が不十分な歩道を第三者自転車が走行し、転倒し負傷

工事種別	通信設備工事	事故発生日	令和8年1月19日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	-----------	------	----

■ 事故概要

公衆損害 - 第三者車両等に対する損害

- ・ CCTV配管箇所歩道について埋戻し・表層AS舗設したが、As合材の不足が判明し、発生土で埋戻しゴムマットにより復旧を行い、規制開放した。
- ・ その後、復旧箇所を自転車で走行した第三者が不陸に車輪を取られ転倒し負傷した事故。

■ 事故発生状況

現場の状況



7. 工事事事故発生事例

【事故事例⑥】 仮復旧が不十分な歩道を第三者自転車が走行し、転倒し負傷

発生要因

- 復旧時のアスファルト合材の不足より、発生土（As殻混入）埋戻し＋ゴムマットで仮復旧を行い、必要な立入禁止措置をせず一般開放した。
- As合材を追加購入し、規制解放時間内に復旧する時間がなかった。
- 道路使用許可の時間厳守が変更不可と思っていた。

再発防止策

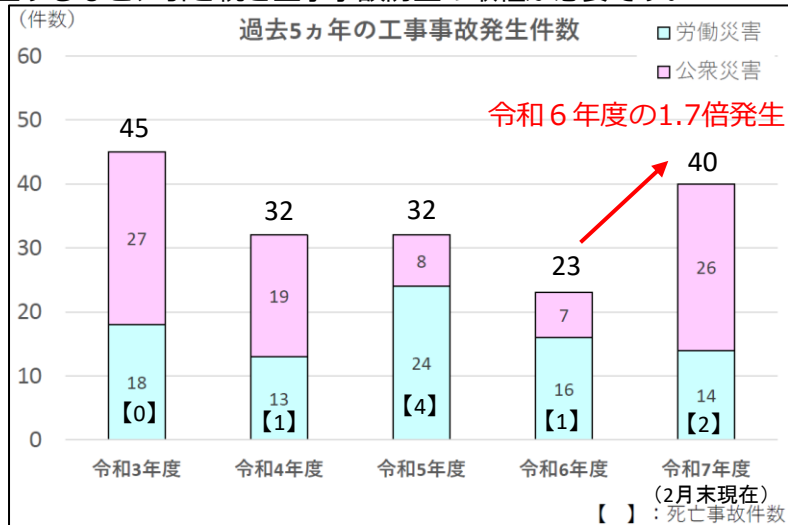
- 復旧するアスファルト合材量を作業開始前に算出する。
- タイムスケジュールを作成し、アスファルト復旧時間を定め、遅延が生じた場合は作業工程の見直しを行う。
- 職場巡回記録に規制開放の項目を追加。規制開放前に現場代理人又は主任技術者と下請でダブルチェックをしたうえで規制開放を行う。
- 時間内に現場復旧できなくなる可能性が発生した場合は、夜間・休日問わず速やかに監督員に報告しその指示を仰ぐ。

※本資料で記載している「再発防止策」は、発生した事故を受けて現場状況を踏まえて立案された内容であり、その全てが法令・基準等において実施すべき内容として定められているものではありません。

関東地方整備局 令和8年度重点的安全対策（概要版）

1. 重点的安全対策とは

工事事故の発生状況を踏まえ、重点的に安全対策を行う事項を設定することで、工事関係者に工事事故防止に努めていただくことを目的としています。令和7年度（2月末現在）の工事事故発生件数は、前年度23件と比較して1.7倍に増加し40件発生、労働災害では2件の死亡事故が発生するなど、引き続き工事事故防止の取組が必要です。



3. 重点的安全対策として実施すべき内容

重点的安全対策の事故発生形態毎に、具体的に実施すべき内容を設定し、現場作業員一人一人への周知徹底をお願いしています。

I. 架空線等上空施設の損傷事故防止

(R7発生割合 28% 11件/40件)

II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

(R7発生割合 13% 5件/40件)

III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

(R7発生割合 8% 3件/40件 ※死亡事故1件) ※過去3カ年 14件/95件

IV. 足場・法面等からの墜落事故防止

(R7発生割合 8% 3件/40件) ※過去3カ年 9件/95件

V. 地下埋設物の損傷事故防止

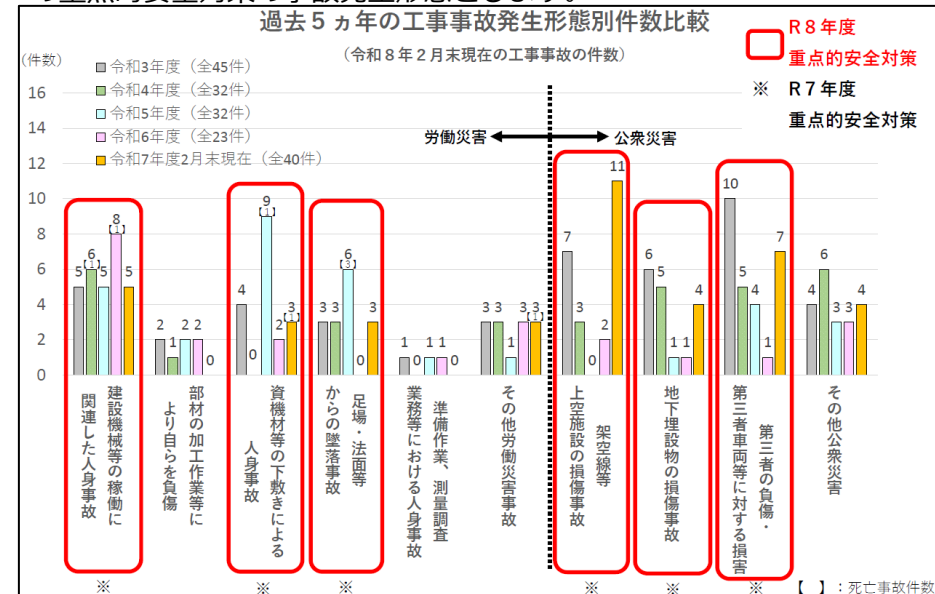
(R7発生割合 10% 4件/40件)

VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

(R7発生割合 18% 7件/40件)

2. 工事事故の発生形態

工事事故には、様々な発生形態があります。事故が多発している発生形態や重大事故につながる恐れのある事案を考慮し、令和8年度の重点的安全対策の事故発生形態とします。



4. 令和8年度の重点的安全対策のポイント

令和7年度は「架空線等上空施設の損傷事故」が多発しております。バックホウの移動時や旋回時に、誘導員が未配置、または配置されていたが誘導員とオペレータの連携不足により、アームやブームを架空線等に接触・切断させる事案が多く発生していることから、架空線等上空施設周辺における建設機械等の作業時（移動含む）は、

- ・誘導員は、架空線等上空施設から安全な離隔距離を確保した上で建設機械等を誘導することを徹底
- ・オペレータは、誘導員の合図に従って運転操作することを徹底
- ・当該作業開始前に、合図・誘導方法・誘導位置等の再確認を徹底

について、

また、死亡事故発生をふまえ、

- ・施工計画の作成にあたっては、現場状況に応じ、事前に地形や地質等を十分把握すること
- ・工事現場出入口における工事車両の出入りに伴う交通事故防止

について、

令和8年度より新たに実施すべき内容として追加しています。

関東地方整備局 令和8年度重点的安全対策 (概要版)

※赤字は令和8年度に追加した内容

重点的安全対策として実施すべき主な内容

I. 架空線等上空施設の損傷事故防止

①事前確認及び周知・指導の徹底

- ・種類、位置等を確認するとともに、チェックリスト等を用いて、オペレータ・誘導員等の作業員へ周知、指導を徹底する。

②目印表示等の設置

- ・架空線に注意が向くよう目印表示や看板等を設置する。

③適切な誘導

- ・誘導員を配置し、合図・誘導方法・誘導位置を定めて誘導する。
- ・オペレータは、誘導員の合図に従って運転操作することを徹底。
- ・当該作業開始前に合図・誘導方法・誘導位置等の再確認を徹底。

④アーム・荷台等は下げて移動

- ・必ずアームや荷台・ブームを下げて移動する。

【架空線対策】



II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

①適切な施工機械の選定及び使用

- ・適切な施工機械を選定し、機械の取扱説明書等を遵守する。

②誘導員の配置

- ・誘導員を適正に配置する。

③作業員に対する作業方法の周知

- ・必要な作業手順を周知徹底する。
- ・定置式建設機械等の使用時における「歯車、ベルト、チェーン等、接触により作業員に危険を及ぼすおそれのある部分」には、覆いや柵を設ける等、危険を防止するための措置を講じる。

④点検・清掃時の安全確保

- ・点検・清掃中に誤って機械が作動又は移動しないような措置を講じる。

【センサーによる接触防止】



III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

①危険性の調査等（リスクアセスメント）の実施と安全管理活動の徹底

- ・現場における作業行動その他業務に起因する危険性の調査（リスクアセスメント）等を実施し、その結果に基づいた労働災害を防止するために必要な措置を施工計画や作業手順に反映。

②現場条件に応じた措置の実施

- ・施工計画は、現場条件に応じ、事前に地形や地質等を十分把握した上で、工事の安全施工が確保されるよう作成し、現場条件と施工計画とが一致しない場合は、速やかにその原因を調査分析し、現場条件を考慮した施工計画に変更し、適切な施工管理に努める。

③飛来落下等の防止対策の徹底

- ・防網設備の設置、立入区域の設定等、飛来落下等による危険防止措置を講じることを徹底。
- ・物体の飛来落下等の危険を防止するために保護帽を着用させることを徹底する。
- ・作業床端、開口部、のり肩等の周辺には集積しないこと。

IV. 足場・法面等からの墜落事故防止

①作業方法及び順序の周知

- ・墜落制止用器具（安全帯）の着用など、作業方法、作業手順を周知徹底する。

②墜落防止設備の設置、使用

【墜落制止用器具の使用】

- ・親綱等の墜落防止設備を設置、使用し、安全な足場環境を整備する。
- ・特に足場の組立て等作業時における墜落制止用器具（安全帯）の掛替え時の墜落防止対策として「墜落制止用器具（安全帯）の二丁掛」を基本とする。

③安全通路の設定、周知徹底

- ・作業員が安全に移動できる通路を確保する。

④「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守

- ・ライフライン設置、特別教育の実施等を遵守する。



V. 地下埋設物の損傷事故防止

①事前調査、試掘の実施

- ・作業に先立ち図面等の照会を必ず行う。
- ・試掘は作業手順書を作成し実施する。
- ・作業員にチェックリスト等を用いて留意事項を指導する。

②目印表示、作業員への周知

- ・目印表示等による埋設位置の明示を行う。

③監視員の配置

- ・必要に応じて監視員を配置する。

【試掘による確認】



VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

①適切な交通誘導

- ・交通誘導員を適切に配置し、事前に具体的な誘導方法、合図等を確認する。

②交通関係法令の遵守

- ・交通関係法令を遵守し、安全運転に努めること。

③運搬物の安定性の確保

- ・積荷の固縛措置が十分であるか確認する等、出発前に入念な対策を講じておくこと。

【積荷の適切な固縛】



VII. 事故防止

①基本的な手順の遵守及び動作の確実な実施

②安全施工が確保される施工計画書等の作成・検討

③作業員に対する安全教育

④適正な工程管理

⑤交通安全管理

工事現場出入口
の交通事故防止

※「VII.事故防止」の重点的安全対策として実施すべき内容は、基本的な安全対策をまとめたものであり、下請が単独で起こした事故であっても、当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対し、必要に応じて厳しい措置を行うこととする。

【参考】令和7年度の取組

- 安全への取組として
 - ・毎月毎にHPによる、工事事故発生状況の提供
 - ・4半期1回の広報誌(セーフティサポートニュース)発行と建設業団体への周知
 - ・安全強化月間(11月)の開催
 - ・労働局と共同で安全協議会を実施し、工事・業務関係者への注意喚起
 - ・工事現場における熱中症発生件数は、ここ数年増加傾向にあり、その対策が喫緊の課題となっていることから、令和7年7月熱中症対策に関わる支援を目的に「熱中症特設サイト」を立ち上げ、関東地方整備局管内における熱中症の発生状況や対策事例等の情報提供

【セーフティサポートニュースの発行】

Vol.23 <2025年12月発行>

SAFETY SUPPORT NEWS

Contents

- 令和7年度工事事故発生状況(速報値)
- 工事事故の事例紹介
- 工事事故防止強化月間の実施報告・安全対策事例のご紹介について

過去4年間の工事事故発生状況(令和7年度は速報値)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度 累計	2件	4件	7件	9件	13件	18件	22件	25件	26件	28件	31件	32件
(月毎)	(2件)	(2件)	(3件)	(2件)	(4件)	(5件)	(4件)	(3件)	(1件)	(2件)	(3件)	(1件)
令和5年度 累計	0件	1件	5件	7件	12件	15件	16件	19件	24件	27件	31件	32件
(月毎)	(0件)	(1件)	(4件)	(2件)	(5件)	(3件)	(1件)	(3件)	(5件)	(4件)	(4件)	(1件)
令和6年度 累計	0件	3件	5件	7件	8件	10件	12件	17件	18件	21件	23件	23件
(月毎)	(0件)	(3件)	(2件)	(2件)	(1件)	(2件)	(2件)	(5件)	(1件)	(3件)	(2件)	(0件)
令和7年度 累計	4件	5件	9件	13件	16件	22件	25件	29件				
(月毎)	(4件)	(1件)	(4件)	(4件)	(3件)	(6件)	(3件)	(4件)				

Topics

- ◆関東地方整備局発注工事における、令和7年度の累計工事事故発生件数は29件(速報値)となり、近年同月と比較すると、最も多いペースで推移しています。
- ◆さらに、令和7年度は工事関係者が死亡する事故が1件発生しており、引き続き工事事故防止に向けた取組が必要です。

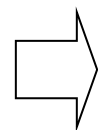
1

Safety Support News Safety Support News Safety Support News Safety Support News

【労働基準監督署と合同安全パトロール実施】



【安全パトロールによる是正】



- ・埋設物上の資材仮置きを解消
- ・埋設物箇所の明示